

発想の転換！？ 遺産分割の工夫 ～死亡退職金～ その3

発想の転換による「遺産分割の工夫」によって相続開始後においても相続税を軽減することができることを、設例などを用いて解説しています。今回は、「死亡退職金の支給があった場合の課税関係」についてです。

1. 死亡退職金の課税関係

被相続人の死亡を原因として相続人その他の者がその被相続人に支給されるべきであった退職金で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものの支給を受けた場合には、相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります(相法3①二)。

被相続人の死亡後に支給期の到来する退職金のうち、相続税の課税対象とされるものについては、被相続人の所得としては課税されません(所基通9-17)が、それ以外のもの、例えば被相続人の死亡後3年経過後に確定した退職金のように、被相続人の所得には該当せず、相続税の課税対象にもされないものは、その支払を受ける遺族の一時所得として取り扱われます(所基通34-2)。

2. みなし相続財産か一時所得のいずれが有利か

被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金は、みなし相続財産として相続税が課されます。この場合、相続人が受取った死亡退職金は一定の非課税金額の適用を受けることができます。

一方、被相続人の死亡後3年を経過して死亡退職金の支給額が確定した場合には、遺族に対する一時所得として課税されることとなります。

被相続人が所有する株式の相続税評価額は、評価対象会社が「大会社」以外の会社規模区分に該当する場合には、純資産価額の計算において死亡退職金が債務に計上されることから株価が低く評価されることがあります。

共同相続人間での争いがなく、かつ、株主及びその会社の役員が相続人で占められている場合などでは、以上のことを総合的に勘案して、死亡退職金の支給額の確定時期を決めることが肝要です。

【設例】

- 被相続人 父(令和4年3月死亡)
- 相続人 母・長男・長女
- 遺産の総額 現預金 10億円(父はA社の代表取締役であったが、株式は保有していなかった)
- 遺産分割 現預金を母が1/2、長男及び長女がそれぞれ1/4ずつ相続する
- 死亡退職金 1億円。以下のように決議された。
 - 令和4年6月に株主総会及び取締役会において、父の退職金を長男及び長女にそれぞれ5,000万円支給する。
 - 令和4年6月に株主総会において、父の退職金について長男及び長女に支給する旨の決議が行われたが、支給額は取締役会一任とされ、令和7年4月の取締役会で、長男及び長女にそれぞれ5,000万円支給する旨決議された。
- その他 長男及び長女の令和7年分の所得税の課税所得金額は1,000万円と仮定する。
- 相続税等の計算 (単位:万円)

	退職金のみなし相続財産である場合			退職金が遺族の一時所得である場合		
	母	長男	長女	母	長男	長女
現預金	50,000	25,000	25,000	50,000	25,000	25,000
死亡退職金	—	5,000	5,000	—	—	—
同上非課税金額	—	△750	△750	—	—	—
課税価格	50,000	29,250	29,250	50,000	25,000	25,000
相続税の総額	39,656			35,620		
各人の算出税額	18,274	10,691	10,691	17,810	8,905	8,905
配偶者の税額軽減	△18,274	—	—	△17,810	—	—
納付税額	0	10,691	10,691	0	8,905	8,905
所得税等(※)	—	—	—	—	1,182	1,182
合計税額	21,382			20,174		

(※)① 課税課税所得1,000万円の場合の所得税約176万円、住民税100万円
② 課税課税所得3,475万円(一時所得の金額(5,000万円-50万円)×1/2を加算した課税所得金額)の場合の所得税約1,110万円、住民税約348万円
③ ①-②=1,182万円

以上の設例の場合、父の死亡退職金は遺族の一時所得として課税される方が1,208万円税負担は軽減されます。

(文責:山本和義)